


所管部課	福祉部高齢介護課		部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護保険生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施 要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、介護サービスの利用に伴う利用者負担額を軽減した事業者に対し、その費用の一部を助成することにより、生活保護受給者などの福祉の増進を図るものである。</p> <p>平成30年10月1日の生活保護基準の改正に伴い、この要綱が準拠する国及び都の要綱において保護基準改正によって保護廃止となる者の救済規定を設けたことから、この要綱においても同様の規定を設けるものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>居住費及び滞在費について全額免除の適用を受けていた生活保護受給者が、平成30年10月1日施行の生活保護基準改正により生活保護廃止となる場合、引き続き居住費及び滞在費の全額免除を行うために、附則の規定を整備する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日をもって施行日とし、平成30年10月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>生活保護基準の改正に伴い生活保護受給者でなくなった者について、生活保護受給時と同等の軽減を受けることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。